

財務省告示第三百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十九年十月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八十八回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六條第一項	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立基金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で七百四十八億円	七百四十九億千九百六十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十九年十月二十二日

十 十 十  
二 一 発  
の 経 利 行  
払 過 利 価  
込 利 子 率 格  
み 子 率 格

額 面 金 額 一 七 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭  
年 一 七 百 円 に つ き 百 円 十 六 銭  
年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法  
人 理 事 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、  
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を  
第 十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い  
込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

十 三  
初 期 利 子

平 成 二 十 年 三 月 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四  
第 二 期 利 子  
償 還 金 限  
償 還 金 額  
元 利 金 支  
払 場 所  
払 込 期 日

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
利 子 を 支 払 う 。  
平 成 二 十 年 九 月 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
平 成 十 九 年 十 月 二 十 二 日